

したら 設楽ダムだより

第20号 2007.6

国土交通省中部地方整備局 〒441-1341
設楽ダム工事事務所 新城市杉山字大東 57
<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/>

	TEL	FAX
総務課	(0536)23-4331	(0536)23-4401
工務課 調査設計課	(0536)23-4387	(0536)23-4408

設楽庁舎 〒441-2301
北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2

用地第二課 用地第二課	(0536)62-1290	(0536)62-1291
----------------	---------------	---------------

設楽ダム建設事業 環境影響評価技術検討委員会開催

環境影響評価(アセスメント)について専門家から技術的助言を受ける
第8回技術検討委員会を 5月24日に名古屋市内で開催しました



「設楽ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会」とは
設楽ダムは「環境影響評価法」により規定されている一定規模以上のダム事業であるため、同法に基づいた手続きを行っています。
この環境影響評価(アセスメント)を、設楽ダムの事業特性及び地域特性を踏まえ、科学的知見に基づき適切に実施するため、技術的助言を得ることを目的として、平成15年10月に、本委員会を設置しました。
今回を含め、方法書・準備書・評価書の作成等に当たって、計8回開催しました。



技術検討委員会の様子

今回の技術検討委員会は、今年2月に、国土交通大臣に対し送付した評価書に対し、国土交通大臣から意見が送付されたことから、その意見を踏まえた評価書の補正に当たって、委員会から技術的助言を得るために開催しました。

今回の委員会での助言を踏まえ、6月中を目標に、評価書の補正を進めています。

その後、補正した評価書を国土交通大臣、県知事、関係市町村に送付するとともに、公告・縦覧を一ヶ月間行い、環境影響評価(アセスメント)の手続きが終了します。

環境影響評価の手続きが終了するとともに、本委員会は今回で終了し、工事着手に併せ、環境への対策実施状況などについて指導を受ける「設楽ダム環境モニタリング委員会」(仮称)を設置する予定です。
引き続き、年度内の基本計画の策定、補償基準の提示を目指してまいりますので、ご理解、ご協力を頂きますよう、よろしくお願い致します。

※ 委員会メンバーや今までの委員会資料は、当事務所または中部地方整備局情報公開室にて閲覧いただける他、当事務所のホームページにも掲載しています。

地目認定協議

現在、設楽ダム対策協議会役員会の皆様と「地目認定協議」を継続しています。

「地目認定協議」は、個々の土地の利用状況に基づき現況地目を認定する作業です。

協議終了後、認定された現況地目は、「土地調書」にまとめます。

この「土地調書」と併せて、物件調査（建物、工作物、立木等）の結果につきましても「物件調書」として、各所有者の皆様にご報告させていただきます。

地目認定の概略につきまして、左記のとおりです。

は、左記のとおりです。

リレー記事



副所長（技術）

たつお 河野 龍男

副所長の河野（こうの）です。今年の4月から勤務しております。一宮市で両親と妻、それに子供3人の7人暮らしでしたが、4月から単身赴任で来ています。

こちらの事務所には縁がありまして、今回が2度目の勤務です。前回は家族も一緒に来ていましたので、休みの日には東三河の名所・旧跡、お祭りなどによく出かけ、楽しい思い出もたくさんできました。今回は子供の学校の関係でやむなく単身赴任となりました。

4月の着任早々、中耳炎を患って鼓膜を切開するというアクシデントに見舞われ、少々痛いスタートとなりましたが、ご挨拶の時などに顔を覚えていただく方々から声をかけていただき、たいへん感激いたしました。

私は採用されてからちょうど30年になります。その間、川の仕事とダムの仕事とを半々ぐらいいいやってきました。川の仕事でもダムの仕事でも地元の方々のご理解とご協力がなければ事業が進まないことにはかわりはありません。設楽ダム事業は環境アセスメントの手続き、ダム基本計画の策定、付替道路計画等の確定、用地補償基準の提示、生活再建計画等、いろいろな課題を解決していかなければならない年です。こうした課題の解決にむけて、不器用ではありますが努力してまいりたいと思っています。よろしくお願いいたします。

地目認定の目的

地目の種類には宅地、田、畑、山林、原野、墓地、雑種地等様々なものがありますが、人によっては地目についての見方や考え方も様々です。

そこで、適正な土地価格を算定するため、地目について一定の基準を設け公平な目で地目認定をします。

現在、設楽ダム対策協議会役員会の皆様と協議を行い、各地区を共通の視点により、公平・客観的に個々の土地の地目を認定しています。

地目認定基準

（一）地目は現況地目により行います

地目といっても登記簿上の地目、固定資産税上の地目、現況地目等、必ずしも同じ地目になっているとは限りません。仮に登記簿上「山林」である土地が現況では住宅が建てられて生活している場合、地目は登記簿によるとして「山林」に認定されたいらうなるでしょう。

その結果「山林」で評価した土地代金の補償を受け、移転のため新たに「宅地」を求めようとするならば、余計な負担が必要となり生活再建が成り立ちません。

こうした観点から、地目認定は現在利用されている状況、いわゆる「現況地目」により行うこととします。

そして、この地目は土地価格を形成する大切な一要因となっています。

（二）地目の主な定義は概ね次のとおりです

- ① 宅地：住宅、店舗、事務所等の建物の敷地、及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地をいいます。
- ② 田：農耕地で用水を利用して耕作する土地をいいます。
- ③ 畑：農耕地で用水を利用しないで耕作する土地をいいます。
- ④ 山林：耕作の方法によらないで人工林、自然林等、竹木の育成する土地をいいます。
- ⑤ 原野：耕作の方法によらないで雑草、低木類が育成する土地をいいます。
- ⑥ 墓地：人の遺骸又は遺骨を埋める土地又は墓石の敷地をいいます。
- ⑦ その他：雑種地、境内地、鉱泉地、池沼、保安林、公衆用道路等